

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	
名 称	所 在 地	名 称	変 更 後
尾道市岩根集会所	尾道市御調町岩根一〇番地一	名 称	いきいきサロン岩根
尾道市本集会所	尾道市御調町本五二三番地一	名 称	いきいきサロン本
尾道市大田集会所	尾道市御調町大田六二八番地一	名 称	いきいきサロン大田